令和5年2月13日 所 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この申合せは、「競争的研究費の直接経費による研究代表者の人件費の支出に関する実施要領」(令和3年12月9日機構長裁定)(以下、「実施要領」という。)に基づき、統計数理研究所(以下、「研究所」という。)におけるPI等人件費相当財源の取扱いについて、必要な事項を定める。

# (支出額の按分)

第2条 PI 等人件費相当財源の支出額は、PI 等と研究所との合意による割合で按分することができる。ただし、原則として PI 等側が 50%以上の割合とする。

## (使用計画の確認)

- 第3条 PI 等人件費相当財源を活用することを希望する PI 等は、実施要領 8. ①に基づき、使用計画書を作成のうえ研究推進課研究推進係に提出し、所長の承認を得るものとする。
  - 2 所長は、使用計画書に記載されたエフォート率の妥当性等を確認する。

# (PI 等のエフォート管理)

第4条 所長は、PI 等が当該研究活動に専念できるよう、PI 等の担当業務の軽減又は業務の効率 化を行うなど、エフォートを確保するための必要な措置を適切に講じるよう努めるものとする。

## (雑則)

第5条 この申合せに定めるものの他、PI等人件費相当財源に関し必要な事項は、所長が別に定める。

#### 附則

この申合せは、令和5年2月8日から施行する。